

審査基準

平成28年6月23日作成

法令名：風俗営業等適正化法
根拠条項：第31条の23において準用する第5条第4項
処分の概要：許可証の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法令の定め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第80条において準用する第12条（許可証の再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係(058-271-2424) 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備考：